

訓 令

埼玉県訓令第7号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職員」の下に「（埼玉県行政組織規則の規定により課等に属しない職に係る庶務を所掌する所属所にあつては、当該課等に属しない職にある者を含む。以下「所属職員」という。）」を加え、同条第二項中「職員」を「所属職員」に改める。

第九条第一項中「主管課」の下に「（人事課及び税務課を除く。）」、職員健康支援課」を加える。

第十六条の二を削る。

第二十条の二を次のように改める。

（健康管理情報の取扱い）

第二十条の二 健康診断の結果その他の健康管理に関する個人情報（以下この条において「健康管理情報」という。）を取り扱うことができる者（以下この条において「健康管理情報取扱者」という。）及び取り扱う範囲は、次の各号のとおりとする。

一 所属長、衛生管理者、安全衛生推進者等及び地域機関の産業医 所属職員に係る健康管理情報

二 本庁の産業医及び職員健康支援課健康管理担当 全ての職員に係る健康管理情報

2 健康管理情報取扱者は、この規程に基づく衛生に関する業務を行うに当たつては、健康管理情報の重要性に鑑み、その保護を図らなければならない。

3 健康管理情報取扱者は、健康管理に係る関係書類の取扱いに当たつては、健康管理情報の漏えい、滅失、毀損等を防止し、その保護を図るため、適切な措置をしなければならない。当該関係書類を廃棄する場合も同様とする。

4 健康管理情報取扱者は、職務上知り得た健康管理情報その他の個人情報をはじめ漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても、同様とする。

第二十一条中「職員」を「所属職員」に、「様式第三号の措置決定申請書に様式第四号の診断書、様式第五号の観察報告書その他必要な資料を添え、主管課長を経由して、統括安全衛生管理者に提出」を「次条第一項の措置決定に係る申請を」に改め、同条に次の二項を加える。

2 所属長が、前項に規定する申請をする場合、様式第三号の措置決定申請書に様式第四号の診断書、様式第五号の観察報告書その他必要な資料を添え、主管課長を経由して、統括安全衛生管理者に提出しなければならない。

3 所属長は、第一項に規定する申請をするに当たり、埼玉県職員健康審査会規則（平成二十一年埼玉県規則第二十八号）に基づく埼玉県職員健康審査会（第二十三条第三項において「職員健康審査会」という。）の開催日を考慮しなければならない。

第二十二条第一項中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十三条第一項中「は、」の下に「医師による」を加え、同条第三項中「疾患」を「疾病」に改め、「職員」の下に「であつて第二十一条第一項第三号の診断を受けたもの」を加え、「あらかじめ」を「当該職員は、同項の規定による措置決定申請に係る職員健康審査会の審査が開始される前に」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、所属長は、所属職員が第一項の相談を受けるに当たり、必要な情報を統括安全衛生管理者に提供しなければならない。

別表第一中「総務部総務部長 職員健康支援課」

を		人事課 （税務課、個人 県民税対策課及 び県税事務所等 にあつては、税 務課）
総務部	総務部長	
に改める。		

別表第二を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

種 類	対象職員	回 数
定期健康診断	全職員	年1回
二次健康診断	定期健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患に関する一定の項目に有所見の判定があり、未治療の職員	年1回
結核感染業務従事者健康診断	結核患者に接触し、結核に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
結核有所見者健康診断	結核感染業務従事者健康診断の結果、有所見と判定された職員	年2回
放射線業務従事者健康診断	エックス線等の放射線を取り扱う業務に従事する職員	年2回
と畜検査業務従事者健康診断	家畜を取り扱う業務に従事する職員	年1回
シールド工法工事検査業務従事者健康診断	シールド工法工事検査のため、異常高圧下での業務に従事する職員	年2回
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員	年2回
情報機器作業従事者健康診断	情報機器作業に従事する職員	年1回
障害者介護業務従事者健康診断	介護、看護等腰部に著しい負担のかかる業務に従事する職員	年1回
自動車運転業務従事者健康診断	公用車を運転することを職務とする職員	年1回
粉じん業務従事者健康診断	粉じんが発生する業務に従事する職員	年1回
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	年2回
特定化学物質等取扱業務従事者健康診断	特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員	年2回
石綿作業従事者健康診断	石綿を取り扱う業務に従事する職員	年2回
破傷風予防接種	土壌を取り扱う業務に従事する職員	年1回
B型肝炎健康診断	血液検査等のため、B型肝炎に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
B型肝炎予防接種	B型肝炎健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年1回
麻疹対策業務従事者健康診断	麻疹対策業務のため、麻疹に感染するおそれのある業務に従事する職員	年1回
麻疹予防接種	麻疹対策業務従事者健康診断の結果、ワクチン接種が必要な職員	年1回

様式第四号（一）を次のように改める。

様式第 4 号（1）（第 2 1 条関係）

診 断 書

埼玉県職員健康審査会

所 属 所		職 名		
氏 名		性 別	男 ・ 女	
住 所		生年月日	年 月 日（ 歳）	
病 名		発病年月	年 月	
I C D 1 0 カテゴリー：F－（ ． ） ※精神に係る疾患の場合は記入必須（注 2）		受診に至った経緯		
既 往 症		発病年月	年 月	
		治療期間	年 月 ～ 年 月	
発病以来の 症状・経過		治 療 経 過	現在の状況	入院・外来 ※該当に○をする
			リワーク・デイケア 等の利用 ※精神疾患の場合のみ記入	有・無 ※該当に○をする 年 月から 年 月まで
			検査結果等	
現在の症状		処方内容		
特に問題となる点				
療養・休養 期間（注 3）	※療養・休養の場合のみ記入 年 月 日から 年 月 日まで			
復職可能日 （注 3）	※復職の場合のみ記入 年 月 日から復職可能			
療養・休養 及び復職後の 勤務に関する 意見				

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地

医療機関名

医師の氏名

注 1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注 2 「病名」と「I C D 1 0 カテゴリー」とを整合させてください。

注 3 「療養・休養期間」又は「復職可能日」のいずれかを記入してください。

様式第四号(二) 中「部・局」を削り、「発見方法」を「受」
に、「【復職の場合】」年 月 日から復職可能」
診に至った経緯

を「【復職の場合のみ記入】年月日から復職可能」に定める。

様式第五号（一）中

発病時の状態

を

発病時の状態・
不調に至った背景

に改める。

附
則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県職員安全衛生管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。